

西表石垣国立公園パークボランティア活動運営基本計画

1 活動運営の基本的方針

西表石垣国立公園を含む八重山地域は、亜熱帯林やマングローブ林、干潟、サンゴ礁等の豊かな自然を有している。このうち、石西礁湖はわが国でサンゴの種多様性が最も高い海域として知られている。また、西表島にのみ生息しているイリオモテヤマネコ、石垣島のみに生息するイシガキニイニイ、国内では両島のみに生息するカンムリワシ等は、国内希少野生動植物種として指定されている。

このように、八重山地域は自然環境の保全上重要な地域であり、自然解説等の活動が果たす役割は極めて重要である。西表石垣国立公園パークボランティアの活動は、本地域において、自然解説活動や自然公園の適正な利用指導等を行うことにより、地域の自然に対する理解を深めるとともに、自然を大切にすることを育み、西表石垣国立公園のみならず八重山地域の自然環境の保全に資することを目的とする。

2 活動の運営体制

(1) パークボランティアの募集計画策定や活動運営体制の整備については、沖縄奄美自然環境事務所が（以下「事務所」とする。）が西表石垣国立公園パークボランティア連絡会（以下、「連絡会」とする。）の協力を得て行う。

(2) パークボランティアの活動計画は、連絡会が事務所と相談のうえ策定する。

(3) 活動は、(2) で策定された活動計画に基づき、連絡会が行うものとする。

(4) 事務所は、パークボランティア活動の支援、協力を行う。

(5) パークボランティアは原則として(2) で策定された活動計画に基づき年1回以上活動に参加するものとする。

(6) 事務所は、計画に基づく活動実施中の事故防止及び緊急事態の対処方法についてのガイドラインを策定し、パークボランティアに配布する。

(5) 連絡会は、パークボランティア間の連絡・親睦を図るとともに、一般の方々への情報発信のために、会報を発行する。

3 協力を依頼する活動内容

活動内容（項目・概要）	活動実施期間等	活動実施区域
1) 自然解説活動 ・環境省主催の自然教室等における自然解説活動への協力	・自然とふれあうみどりの日の集い（4月） ・海の自然教室（7，8月）	西表石垣国立公園を中心とする。

<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の主催による観察会の実施 (夜の観察会、亜熱帯の野生動物観察会、亜熱帯の植物観察会等) ・広報誌等の作成 <p>2) 利用者指導、野生生物の保護管理、調査、公園利用施設の維持修繕への協力及び美化清掃等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然歩道を歩こう月間(10月) ・イリオモテヤマネコ交通事故防止キャンペーン(11月～2月)等 ・通年(年に数回) ・通年(年に数回) ・通年 	
---	--	--

4 研修及び登録に関する事項

(1) パークボランティアの研修

事務所は、パークボランティアへの新規の認定希望者を対象としてパークボランティア養成研修会を適宜開催するものとする。また、認定されたパークボランティアを対象に知識・技能の向上のための研修会を年2回程度開催する。

(2) パークボランティアの登録

パークボランティアは、継続的に自然解説等の活動を行う意志のある者で、次の要件を満たす者のうちから事務所長が認定する。

①事務所が主催する(1)のパークボランティア養成研修を修了した者

②これと同等の資格を持つと認められる者

なお、新規の認定希望者に対しては、予め活動内容の説明を行う。

(3) パークボランティアの任期

任期は原則として2年間とし、原則年間1回以上活動をしたパークボランティアを対象に、認定期間終了後も引き続き活動の継続意志がある場合には更新を妨げない。また、認定期間中であっても、本人からの申し出があった場合、もしくはパークボランティアとしてふさわしくない行為があった場合には、認定の取り消しができるものとする。

5 活動に対する便宜供与の内容

パークボランティアには、ワッペン、帽子、自然解説に当たって必要となる道具類の貸与を行うほか、消耗品等を支給する。また、パークボランティアの自然解説中における事故に対処するため、傷害保険（ボランティア保険）に加入する。

（ 附 則 ）

平成 6 年	8 月 3 0 日	策 定
平成 8 年	4 月 1 2 日	一部改正（活動拠点の追加、ボランティアの名称変更）
平成 1 4 年	6 月 4 日	一部改正（組織改編による名称変更、活動実績に基づく変更）
平成 2 1 年	5 月 3 0 日	一部改正（組織改編による名称変更、活動実績に基づく変更）
平成 2 2 年	7 月 7 日	一部改正（事務所と連絡会の役割分担明確化に伴う変更）
平成 2 5 年	3 月 2 9 日	一部改正（活動内容及び任期の変更）
平成 3 1 年	4 月 2 日	一部改正（事務所名の変更）
令和 元年 1 2 月 2 4 日		一部改正（任期更新条件の変更）
令和 7 年	3 月 2 5 日	一部改正（活動内容及び退会規定の変更）